## 審査基準

令和7年3月6日作成

法 令 名:古物営業法

根 拠 条 項:第21条の5第1項又は第21条の6第1項

処 分 の 概 要:古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定

原権者(委任先):徳島県公安委員会

## 法 令 の 定 め:

古物営業法施行規則第19条の4(古物競りあっせん業者に係る認定の申請)

第19条の5 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)

第19条の6 (盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)

第19条の11(外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請)

第19条の5、第19条の12(外国古物競りあっせん業者に係る認

定の申請の欠格事由)

## 審 査 基 準:

判断基準は法令の定めによる。

標 準 処 理 期 間:40日

申 請 先:徳島県公安委員会(申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警

察署の生活安全課又は刑事生活安全課)

問い合わせ先:徳島県警察本部生活安全企画課(電話 代表088-622-3101)又は

警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課

備 考: